

## 会館特別会計規程

(平成六年三月三日会規第三十三号)

改正 平成一三年 二月 九日

同 一四年 二月二八日

同 一四年 五月二四日

同 一九年二月 六日

同 二〇年二月 五日

同 二七年二月 四日

### (目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会会則(以下「会則」という。)第九十五条の二及び外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第六十五条第二項の規定に基づき、日本弁護士連合会の会館の維持、管理及び改修に要する資金の確保、運用及び支出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (特別会計の設置)

第二条 会館の維持、管理及び改修に要する資金の確保、運用及び支出に関する会計は、特別会計(以下「会館特別会計」という。)とし、その年度は本会計に準ずる。

- 1 -

### (収入)

第三条 会館特別会計の収入は、次に掲げるものとする。

一 会則第九十五条の二の規定により会費の中から会館の維持運営に充てられる金員

二 外国特別会員基本規程第六十五条第二項の規定により会費の中から会館の維持運営に充てられる金員

三 一般会計からの繰入金

四及び五 削除

六 会館の維持、管理及び改修の費用として收受した寄付金

七 使用料等会館の運営による収入

八 理事会の承認を得たもの

九 会館特別会計に係る資金の保管によって生ずる利益及び利息

2 会館に関する次に掲げる収入は、前項第七号の収入とする。

一 会議室、講堂等の使用料

二 テナントからの諸収入

三 駐車場の使用料

四 理事会の承認を得たもの  
(管理の方法)

- 2 -

第四条 会館特別会計に係る資金は、確実な方法によって保管しなければならない。

(支出)

第五条 会館特別会計の支出は次に掲げるものとし、科目の設定については経理委員会において定める。

- 一 会館の敷地の使用料
- 二 会館の建物及び付属設備の維持及び管理に関する費用
- 三 会館の建物及び付属設備の修繕及び改良に関する費用
- 四 会館の使用に伴う水道光熱費
- 五 会館の建物及び付属設備に関する公租公課及び保険料
- 六 日本弁護士連合会のコンピュータ・システムの維持、管理及び改良に関する費用
- 七 理事会の承認を得たもの

附 則

この規程は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月九日改正)

第三条第一項第一号及び第二号の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

- 3 -

附 則 (平成一四年二月二八日改正)

第三条第一項第十号、第四条第二項及び第五条第十号の改正規定は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二四日改正)

第三条第一項第四号及び第五号並びに第五条第六号乃至第八号及び第十一号の改正規定は、平成十四年五月二十四日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月六日改正)

第三条第一項及び第五条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日改正)

第三条第一項第十号(削除)、第四条第二項(削除)及び第五条第八号(削除)の改正規定は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一〇一号(平成二七年一二月四日一部改正))

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 第一条、第二条、第三条、第四条、第五条改正)抄

- 4 -

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）